

資料 1

大分県建築基準法施行条例第2条の規定による「がけに近接する建築物」の運用基準

第1 条例第2条第3項の規定による安全上支障のない場合は、次の各号の一に該当する場合をいう。

- 一 がけくずれを防止するための必要な措置（擁壁、杭、グラウンドアンカー、のり面保護等）によって安全上支障の無い場合。
- 二 地質調査等に関する資格者による地質調査によりがけの崩壊のおそれがない場合
- 三 建築物をがけの上に建築しようとする場合にあっては、建築物の基礎（その地盤を改良した場合は、その部分を含む）の底部（基礎ぐいを使用する場合にあっては、当該基礎ぐいの先端）が、がけの下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面（地質調査によりがけ崩れのおそれがない地層が確認できる場合には当該地層）の下方に達する場合。
- 四 盛土により生じたがけ面以外のがけ面で次のイ又はロのいずれかに該当する場合
 - イ 土質が次表左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表中欄の角度以下の場合。
 - ロ 土質が次表左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表中欄の角度を超え同表右欄の角度以下のもので、その下端からの垂直高さが5m以内のもの。

土 質	擁壁等を要しない 勾配の上限	擁壁等を要する 勾配の下限
頁岩又は凝灰岩等の軟岩 （風化の著しいものを除く）	60度	80度
風化の著しい岩 （砂岩、石灰岩、花崗岩等）	40度	50度
砂利（礫）・真砂土・硬質粘土	35度	45度

- 五 建築物をがけの上に建築しようとする場合はそのがけの上端からの水平距離が、がけの下に建築しようとする場合はそのがけの下端からの水平距離がそれぞれ10メートル以上保たれる場合
- 六 次のいずれかによりがけの崩壊に伴う建築物の敷地への土砂の流入に対して構造計算等により当該建築物の安全性が確保されている場合。
 - イ 土留施設を設置すること。
 - ロ 建築物のがけに面する外壁（がけの下端から水平距離10mの地点を含み水平面に対し30度の角度をなす面以下の部分又は当該建築物の1階部分）を開口部のない壁とし、当該部分を鉄筋コンクリート造又は土砂の衝突により破壊される恐れがない構造とすること。

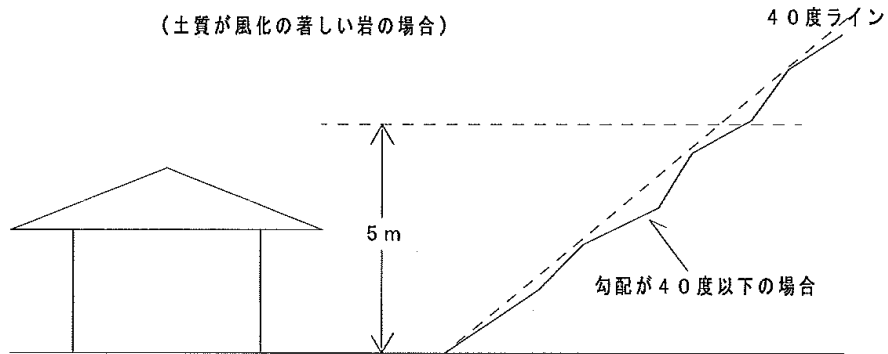
第2 附則

第1の基準については、増築の場合、建築物の既存部分については適用しない。

参 考

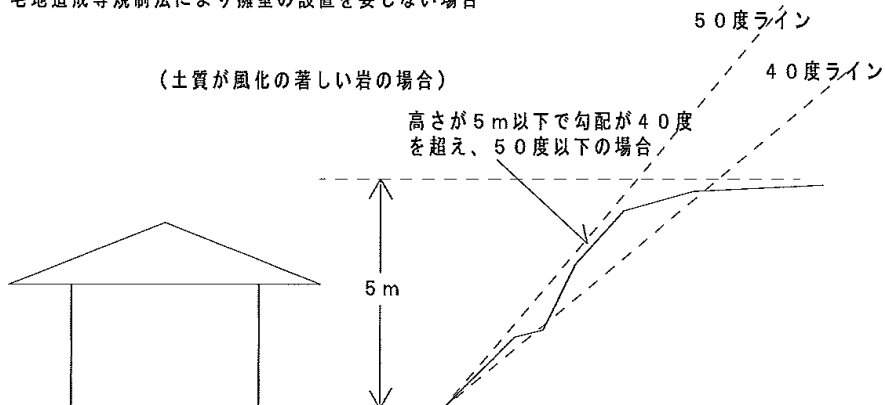
第四号（イ）に該当

宅地造成等規制法により擁壁の設置を要しない場合



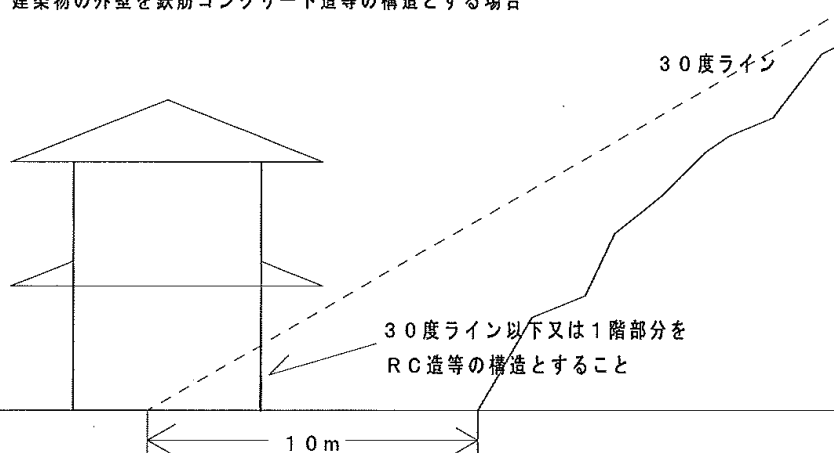
第四号（ロ）に該当

宅地造成等規制法により擁壁の設置を要しない場合



第六号（ロ）に該当

建築物の外壁を鉄筋コンクリート造等の構造とする場合



上図については、硬岩盤以外で30度を超えるがけの場合である。

「がけに近接する建築物」の運用基準について（解説）

第1について

- 一 がけくずれを防止するための必要な措置を講じる場合は、設計者（建築士に限る。以下同じ）又は「地質等に関する資格者」の調査により工法及び施工範囲を決定し、建築主事はその構造審査（擁壁であれば、当該擁壁が構造基準に適合しているかどうか）のみを行う。また、既存の擁壁（玉石積みは除く。）等があり、設計者等が工法及び施工範囲が適当と判断できる場合には安全上支障のないこととする。
- 二 「地質調査等に関する資格者」とは以下のものをいい、資格者が行う地質調査には目視調査も含まれる。
 - ・技術士又は技術士補（技術部門及び選択科目が別表に掲げる者に限る。）
 - ・RCCM（専門部門が「地質」又は「土質及び基礎」に限る。）
 - ・地質調査技士
 地質調査によりがけの崩壊の恐れがないという調査報告書（調査結果のみの報告書では不可）により安全上支障がないものとする。
- 三 建築物の基礎の底部についての基準であり、玄関ポーチ等の部分的な柱基礎等は対象外とする。
- 四 がけ面の土質及び勾配の調査者は、設計者又は「地質等に関する資格者」とする。
- 五 がけの上端又は下端から水平距離10メートル以上保たれる場合は、安全上支障がないこととする。
- 六 原則として構造計算等により土留め施設又は建築物の外壁の設計を行うこととするが、建築物の外壁を鉄筋コンクリート造とする場合は、土砂の衝突により破壊される恐れがないことを確認するための構造計算は不要とする。

第2について

同一棟で増築の場合は、建築物の既存部分については不適格扱いとし、第1の基準を適用しないこととする。

がけに近接する建築物の報告書について

大分県建築基準法施行細則第14条に基づく「がけの形状、土質等を示す図書」として別紙「がけに近接する建築物の報告書」を建築確認申請書の添付図書とする。

別 表

技 術 士		技術士補
2次試験技術部門	選択科目	1次試験技術部門
建設部門	土質及び基礎に限る。	建設部門
農業部門	農業土木に限る。	農業部門
林業部門	森林土木に限る。	林業部門
水産部門	水産土木に限る。	水産部門
応用理学部門	地質に限る。	応用理学部門

がけに近接する建築物の報告書

1 建築主氏名					
2 調査者	住 所				
	氏 名				印
	資 格				
3 調査年月日		平成 年 月 日			
4 敷地の地名地番					
5 がけの状況	(1)高 さ			(4)擁壁の有無	
	(2)がけの角度			(5)擁壁の高さ	
	(3)土 質			(6)擁壁の構造	
6 計画建築物とがけとの関係（がけの断面が分かるように記載すること）					
7 がけの安全性	※運用基準第1第二号、第四号、第五号に該当する場合にその理由を記入すること （第二号の場合には調査資格者の調査報告書を添付すること） （運用基準第 号適合）				
8 安全上の措置	※運用基準第1第一号、第三号、第六号に該当する場合に安全上の措置の内容を記入すること（必要に応じて構造計算書を添付すること） （運用基準第 号適合）				